

さいたま市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年9月12日付けさいたま市監査委員告示第15号で公表した定期監査及び行政監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和6年4月8日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	三	神	尊	志
同	高	子		景

指摘事項等措置報告書

都市戦略本部及び消防局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務 公有財産の貸付（電柱）に係る財産貸付収入において、土地賃貸借契約の変更契約を締結せず、貸付料を過少に徴収していたので、適正な事務処理を行うべきである。 【未来都市推進部】</p> <p>2 支出事務</p> <p>(1) 会計年度任用職員の任用において、社会保険の被保険者の資格の取得に関する事項及び雇用保険の被保険者となった旨を届け出ていなかったため、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【行財政改革推進部】</p> <p>(2) 資金前渡（インターネット回線等）において、出納閉鎖前に精算しているにもかかわらず、精算残金を令和3年度の歳出戻入としていなかったため、地方自治法施行令第159条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【デジタル改革推進部】</p> <p>(3) 公務に関する郵便物の発送において、私費で郵便料金を支払っていたため、適正な事務処理を行うべきである。 【消防団活躍推進室】</p>	<p>1 収入事務 公有財産の貸付（電柱）に係る貸付料の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を追徴しました。 【未来都市推進部】</p> <p>2 支出事務</p> <p>(1) 令和3年7月より、社会保険被保険者及び雇用保険被保険者として任用を変更し、加入手続きを行いました。今後は、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条に則り、適正な事務処理を行ってまいります。 【行財政改革推進部】</p> <p>(2) 支出事務の手引きの戻入処理の箇所を抜粋し、より詳細な内容を追記したマニュアルを作成しました。今後は、地方自治法施行令第159条に則り適正な事務処理を行ってまいります。 【デジタル改革推進部】</p> <p>(3) 総計予算主義の趣旨に則り、関係法令及び関係規定並びにマニュアル等の再確認を行い、適正な事務処理を行ってまいります。 【消防団活躍推進室】</p>

3 契約事務

- (1) さいたま市持出制御システム賃貸借契約において、契約内容の変更に係る専決権者の決裁を経ずに契約書の差替えを行い、借入物品の変更をしていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【デジタル改革推進部】

- (2) さいたま市消防局人員輸送車賃貸借契約等において、入札に係る委任状の所在が確認できなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

【警防課】

- (3) さいたま市消防局救急廃棄物収集運搬処理業務委託契約において、一般競争入札の告示に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【救急課】

- (4) 令和4年度署活動用無線機賃貸借契約において、一般競争入札の告示に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【指令課】

4 財産管理事務

- (1) 金庫内に、出所が不明な切手等を保管していたため、適正な事務

3 契約事務

- (1) 契約変更に係る事務手続きについて、改めて所属内で周知するとともに、契約変更に関する注意点をまとめたマニュアルを作成いたしました。今後は、さいたま市事務専決規程第3条に則り適正な事務処理を行ってまいります。

【デジタル改革推進部】

- (2) 契約事務における受領書類を記録し、委任状の所在を明確化するためのチェックリストを作成しました。今後は、さいたま市契約規則第12条に則り適正な事務処理を行ってまいります。

【警防課】

- (3) 令和5年度分の契約事務より、適正な決裁区分である部長決裁での手続を行うよう改めました。また、事務の執行に関する専決区分の確認徹底について、所属職員に周知し情報共有を図りました。今後は、さいたま市事務専決規程第3条に則り適正な事務処理を行ってまいります。

【救急課】

- (4) 事務の執行に関する専決区分の確認徹底について、所属職員に周知し情報共有を図りました。今後は、さいたま市事務専決規程第3条に則り適正な事務処理を行ってまいります。

【指令課】

4 財産管理事務

- (1) 出所が不明な切手等について、さいたま市消防団の経費で購入し

処理を行うべきである。

【消防団活躍推進室】

- (2) 公有財産の貸付契約（自動販売機）において、公募の公告に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【消防施設課】

5 行政事務（行政監査）

地方公務員法第33条において、信用失墜行為の禁止が規定されており、具体的にどのような行為が信用失墜行為に該当するかについては規定されていないものの、特定の市民から金券を受領したこと及び当該金券を執務室内の金庫で保管していたことは、相手方との利害関係の有無に関わらず、市民の信用を損なうおそれのある行為である。職員一人ひとりの行動が、公務全体の信用に影響を与えることを十分に理解、認識し、市民の信頼確保の観点から、市職員として適正な対応をすべきである。

【消防団活躍推進室】

たものであることが判明しましたので、返却しました。今後は、金庫内の点検を定期的に行い、会計規則等に則り、適正な事務処理を行ってまいります。

【消防団活躍推進室】

- (2) 事務の執行に関する専決区分の確認徹底について、所属職員に周知し情報共有を図りました。今後は、さいたま市事務専決規程第3条に則り適正な事務処理を行ってまいります。

【消防施設課】

5 行政事務（行政監査）

保管していた金券は、相手方に対して説明を行い、返却いたしました。

また、指摘事項について、所属職員に周知し、コンプライアンスの徹底について改めて指導しました。今後は、関係法令及び関係規定等の再確認を行い、市民の信頼を確保するべく、内部統制に対する一層の意識向上を図り、適正に対応してまいります。

【消防団活躍推進室】